

名取市市民活動支援センター

ロッカー使用団体募集要項

名取市市民活動支援センターは、市民の営利を目的とせず、自発的に行う公益的な活動（市民公益活動）を支援する施設です。施設には有料の会議室や多目的室、貸事務室やロッカー、印刷機等を備えています。

この度、備品や消耗品を保管するのに便利なロッカーの使用を希望する団体を募集します。

1. ロッカーのサイズ

幅 90 cm × 奥 45 cm × 高 91.5 cm

2. 使用料

月額 500 円

※使用期間が1ヶ月に満たない場合は1月とします。

3. 使用期間

使用許可日～令和3年4月30日

4. 募集数

3 台

5. 募集期間

使用団体が決定しなければ随時申し込みができます

6. 応募資格

- (1) 市内において一年以上継続的に営利を目的としない、自発的な公益的活動を行う見込みのある団体であること。（法人格の有無は問わない）
- (2) 団体の規約等が定められており、規約等に基づく総会の開催、事業報告、収支決算等が行われている団体であること。なお、設立後まだ事業年度が終了していない場合は、設立時の総会で事業計画や収支予算の承認がなされている団体であること。
- (3) 団体の設立趣旨が公益活動を行う団体であること。
- (4) 市民公益活動を行うために必要な専用の事務所を持たない団体であること。
- (5) 申請団体の代表が未成年（高校生以上）である場合、代表の親権者による同意書の提出ができる団体であること。なお、代表が未成年者（高校生

以上)に変更した場合にも、代表の親権者による同意書の提出ができる団体であること。

7. 使用申込みの方法

「名取市市民活動支援センターロッカー使用申込書」に必要事項を記入し、募集期間内に名取市市民活動支援センターまで団体規約及び総会資料等を添付して提出してください。

随時募集については、応募資格審査のみとし先着順とします。

8. 選考方法

応募資格を有する団体の中から公開抽選により選考します。

9. その他

(1) 使用者には、使用許可書を交付します。最初の1月分の使用料は許可の際に納入してください。

(2) ロッカーの管理は、使用者が実施してください。

(3) 生もの等匂いが発生するものは保管しないでください。

(4) 貴重品にはご注意願います。盗難、紛失等の責任は負いません。

(参考)

(1) 開館時間

月曜日から土曜日 午前9時30分から午後9時30分

日曜日・祝日 午前9時30分から午後5時30分

(毎週火曜日と年末年始(12/29から翌年の1/3まで)は休館日となります。)

(2) 主要施設

情報交流室、印刷作業室、会議室(大・中・小)、多目的室、貸事務室(4室)

問い合わせ・申込先

名取市市民活動支援センター

(特定非営利活動法人パートナーシップなとり)

〒981-1232 名取市大手町五丁目6-1

TEL022-382-0829

FAX022-382-0841